破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第４３４４号
東京都新宿区新小川町５番20号　サン・ライズビルⅡ３階
債務者　株式会社アシストプランニング
代表者代表取締役　荒木　崇秀
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今朝丸　一
4　破産債権の届出期間　平成30年７月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５３号
栃木県足利市通２丁目2750番地
債務者　有限会社くしや
代表者取締役　冨岡加寿彦
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長壁　孝広
4　破産債権の届出期間　平成30年７月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月28日午前11時
宇都宮地方裁判所足利支部

平成３０年（フ）第５４号
山形県米沢市窪田町窪田4275番地の４
債務者　株式会社高橋硝子店
代表者代表取締役　高橋　　淳
1　決定年月日時　平成30年６月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒井　賢二
4　破産債権の届出期間　平成30年８月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月27日午前10時45分
山形地方裁判所米沢支部

平成３０年（フ）第２０号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪10500番地26
債務者　株式会社エムアイテック
特別代理人　仲田　雅之
1　決定年月日時　平成30年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　由美（登録姓愛川）
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午後２時
長野地方裁判所伊那支部

平成３０年（フ）第３３１号
福岡県田川市大字夏吉3355番地６
債務者　コーシンシステムプロダクツ株式会社
代表者代表取締役　佃　　光司
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　哲茂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午前11時
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２２４７号
大阪府枚方市南楠葉１－６－８－203
債務者　株式会社Ｖｉｎｏｍｉ－Ｇｒａｃｅ
代表者代表取締役　山口千賀子
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大迫　　雅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２６０号
沖縄県中頭郡北谷町字宮城１番地１
債務者　株式会社レキオフードネットワーク
（旧商号株式会社ズバババーン）
代表者代表取締役　渡辺　篤志
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤江　勇佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月18日午後１時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２５５号
兵庫県西宮市甲東園２丁目７番22―101号
債務者　株式会社ＪＥＬ
代表者代表取締役　木村　美保
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立友季世
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月20日午後１時30分
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１００３号
横浜市旭区中白根２―12―31　第１ハイツ横溝101、商業登記簿上の本店所在地横浜市旭区上白根３丁目29番13―312号
債務者　有限会社星電設
代表者代表取締役　星　　政利
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹本　香織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月26日午前10時40分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６３３号
京都市北区大宮開町９番地６
債務者　株式会社Ｈｏｒｉ－ｔｅｃ
代表者代表取締役　堀　　昌義
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白浜　徹朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月26日午後２時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第７２０号
名古屋市天白区平針３丁目2706番地
債務者　東洋通商株式会社
代表者代表取締役　世古　泰史
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　綾子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月27日午前10時30分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１０８号
金沢市長町３丁目５番６号
債務者　エム・ジェイ株式会社
代表者代表取締役　水木　恒夫
1　決定年月日時　平成30年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東　　祐紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月５日午後１時30分
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５５８号
京都市下京区河原町通四条下る２丁目稲荷町334番地３
債務者　株式会社ＦＴ京都
代表者代表取締役　片岡　　剛
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大久保　享
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月10日午前11時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３５１号
埼玉県ふじみ野市上福岡１丁目11番12号フィオーレ302
債務者　フレッシュ・フレーム・ファクトリー有限会社
代表者取締役　羽生　道康
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚田小百合
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月24日午後３時
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第４２号
山口県周南市新清光台２丁目４番13号
債務者　藤井美早紀
1　決定年月日時　平成30年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石原詠美子
4　破産債権の届出期間　平成30年７月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成30年９月７日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年９月６日まで
山口地方裁判所周南支部

平成３０年（フ）第４８７号
京都府宇治市伊勢田町中山52番地　ラヴェイル京都401号
債務者　林　　幸子
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　健司
4　破産債権の届出期間　平成30年８月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成30年８月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係